

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙保発第8号、丙生企発第17号
丙少発第5号、丙刑企発第7号
丙組企発第3号、丙国捜発第9号
丙備企発第18号、丙外事発第38号
平成27年2月16日
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁警備局長

人身取引事犯の的確な認知、被害者の保護・支援及び取締りの推進について(通達)
政府は、人身取引が重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められているとの認識の下、平成26年12月に「人身取引対策行動計画2014」を策定し、引き続き、政府一体となった対策を推進しているところであり、警察としても人身取引事犯に積極的に対応していくことが求められている。

各都道府県警察にあつては、下記の点に留意の上、関係機関・団体との連携を図り、人身取引事犯の的確な認知、被害者の保護・支援及び取締りを推進されたい。

記

第1 人身取引事犯の定義及びその特殊性

1 人身取引の定義

我が国が署名している「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の第3条は、「人身取引」の定義について、

- ・ 搾取の目的で、
- ・ 暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段(以下「脅迫等の手段」という。)を用いて、
- ・ 人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受すること

としている。

なお、同条は、脅迫等の手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が当該搾取について同意しているか否かは問わず、また、搾取の目的で児童(18歳未満の者をいう。)を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、脅迫等の手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなすとしている。

2 人身取引事犯の特殊性

人身取引事犯には、

- ・ 被害者が、被害者であると同時に、不法入国、不法就労、偽装結婚等人身

取引の被害の一環として同取引に付随して行われる犯罪（以下「付随犯罪」という。）の被疑者でもあることが多いこと

- ・ 当初、人身取引の被害者であることが判明せず、付随犯罪で逮捕した被疑者が、その後の捜査によって、被害者であると判明することが多く、その場合には当該事件捜査は継続しつつも、身柄を釈放して都道府県の婦人相談所又は人身取引の被害者保護に係るNGO（以下「保護機関」という。）で保護するなど、被害者としての立場に十分配慮した措置を講じる必要があること
- ・ 被害者が外国人の場合には、我が国のみならず、送り出し国（主として被害者の国籍国）にブローカーが存在することが多く、国外捜査機関との連携が必要であること
- ・ 検察庁、入国管理局、労働基準監督署、保護機関等多数の関係機関と緊密な連携を図った上で捜査を進める必要性があること

等の特殊性が存在することに留意の上、適切に対応すること。

第2 人身取引事犯の認知・実態把握等

1 人身取引事犯の認知活動の強化

(1) 各種窓口・警察活動を通じた情報収集

警察相談専用電話に寄せられる相談や、匿名通報ダイヤルによる情報、巡回連絡等により得られた風評、現場臨場等、各種窓口・警察活動において人身取引が疑われる事案を見逃すことのないよう、認知に向けた情報の収集に努めること。

(2) 風俗営業等の店舗、工場等の事業所の実態把握と情報収集

人身取引被害者の稼働が予想される風俗営業、性風俗関連特殊営業等の店舗及び工場等の事業所の実態把握を行い、人身取引事犯に関する情報の収集に努めること。

(3) 関係機関・団体との連携

各国大使館、関係省庁、国際機関、NGO等と連携し、必要な情報交換を行うなどして、被害者の認知、実態把握に努めること。

(4) 広報資材の活用

各種機会において、人身取引被害申告リーフレットや、広報啓発用ソフトを有効活用の上、人身取引被害者の発見、掘り起こしに努めること。

2 捜査の過程で、人身取引の被害者であると思料される者（以下「推測被害者」という。）を認知した場合の対応等

不法入国・不法残留事犯、偽装結婚事犯、風俗関係事犯、売春事犯、児童買春・児童ポルノ事犯又は雇用関係事犯等を取り扱う際には、人身取引の被害者が潜在している可能性があることに留意の上、人定事項、稼働状況等について事情聴取するに当たっては、人身取引の被害者であるか確認すること。

また、当該捜査の過程等において、雇用主に売春を強要されている旨供述するなどした推測被害者を認知した場合には、当該推測被害者と雇用主との支配関係等に

ついて詳細に事情聴取を行うほか、必要に応じて関係機関等に連絡を行うなどして、関係情報の収集を行うこと。

推測被害者が外国人の場合には、上記のほか、我が国への入国経路、旅券や査証の入手経緯等についても事情聴取を行うとともに、必要に応じて推測被害者の国籍国の大使館又は領事館（以下「大使館等」という。）に連絡を行うなどして、関係情報の収集を行うこと。

なお、売春の強要等をされている推測被害者が、その被害実態を売春等の相手方に供述することもあることから、人身取引の被害者であるか否かの確認に当たっては、推測被害者以外の関係者の供述等も参考にすること。

3 被害者又は推測被害者（以下「被害者等」という。）に対する事情聴取を行う際の留意事項

被害者等の中には、本人又は家族（本国の家族を含む。）に危害が加えられることへの恐怖感、雇用主等に対して高額な債務が残存していることへの不安感、ブローカーや雇用主から事前に警察に対する不信感を植え付けられていることなどにより、供述を拒否する又は真実を述べないこともあるため、被害者等に対する事情聴取を行うに当たっては、次の点に配慮すること。

- ・ 被害者等が女性である場合には、可能な限り女性警察職員が対応すること
- ・ 被害者等が外国人である場合には、可能な限り当該外国人の母国語を解する警察職員が対応すること
- ・ 柔和な態度で接するなど被害者等の不安感の払拭及び警察への信頼感の醸成に努めること
- ・ 通訳の選定等についても、上記の点に配慮すること

なお、被害者等から交番、警察署等に対し、保護してもらいたい旨の申出又は相談があった場合には、上記の点に配慮の上、警察署又は警察本部の相談室等被害者等が心理的圧迫を受けない場所で事情聴取を行うこと。

第3 人身取引の被害者の保護・支援等

1 被害者等の取扱いについて

(1) 被害者等が犯罪を犯していない場合

本人の希望に応じ、保護機関への連絡又は保護の要請や、外国人被害者等の場合は大使館等への連絡等所要の措置をとること。

(2) 被害者等が犯罪を犯している場合の留意事項

ア 嫌疑が付随犯罪のみである場合

(ア) 任意捜査の段階で被害者等であることが判明したとき

任意捜査の段階で判明した場合は、被害者が希望しないときを除き、必要に応じて保護機関への連絡や、外国人被害者の場合には大使館等への連絡を行うこと。

また、①人身取引の被害者等が、通常、自己の意思に反して付随犯罪に従事させられていること②保護の受入が可能である旨保護機関が回答するなど

保護機関での保護が見込まれるときには、それによって罪証隠滅又は逃亡のおそれが低下することなどの事情を十分考慮した上で、逮捕の必要性について検討を行い、特段の事情がある場合を除き、逮捕は行わないようにすること。逮捕を行わない場合には、保護機関に対し保護を依頼すること。

なお、外国人被害者等が保護機関での保護を希望しない場合又は保護を希望しているが保護機関での保護が困難な場合は、被害者等の在留資格等について、入国管理局と調整をすること。

(イ) 逮捕後、その送致前の段階で被害者等であることが判明したとき

逮捕後、その送致前に判明した場合には、(ア)に準じる措置をとること。

(ウ) 送致後の段階で被害者等であることが判明したとき

送致後（勾留中を含む。）に判明した場合は、その旨及び勾留又は勾留の継続の判断等に必要情報を検察官に連絡するほか、捜査上特段の事情がある場合を除き、(ア)に準じて被害者として適切に保護できるよう検察官と十分協議・調整すること。

イ 嫌疑に付随犯罪以外の犯罪がある場合

被害者等が、付随犯罪以外の犯罪を犯している場合は、当該犯罪の態様等（例えば、犯罪が重大である場合にはその重大性）を十分考慮した上で、適当と認められるときはアに準じる措置をとること。

2 保護機関等との連携について

(1) 保護機関への被害者等の移送等

被害者等が保護機関で保護されることとなった場合には、保護機関による受入日時、保護機関までの搬送方法等について保護機関と調整すること。

(2) 保護機関で保護されている被害者等から事情聴取等を行う場合の留意事項

ア 保護機関で保護されている被害者等から事情聴取等を行う場合には、その時間、方法等について、保護機関と調整すること。

なお、

- ・ 婦人相談所は一時保護を行う施設であること
- ・ 保護された被害者が、婦人相談所からNGO等に移るなど居所を変更することもあること
- ・ 保護中の被害者について、在留特別許可が与えられることもあることに留意し、入国管理局、保護機関等と緊密に連携して、事情聴取等を行う必要のある被害者等については、その状況を把握しておくこと。

イ 被疑者である雇用主等が、被害者等の連れ戻し工作等を行うおそれもあるので、被害者等の安全を確保するため、保護機関、入国管理局等とは、緊密に連携するとともに、保護を依頼した保護機関の名称、所在地等の情報については公表せず、警察部内においてもこれら情報の共有は関係者限りにすること。

3 被害者等に対する支援

被害者等に対しては、被害者保護に関する制度、損害賠償に関する制度の周知のほか、刑事手続や可能な範囲で今後の捜査の見通し等に関する十分な説明を行うと

ともに、入国管理局や検察庁等と連携して、在留特別許可等の法的手続や、公判における証人出廷の際の事前措置の概要など、被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく教示すること。

第4 人身取引事犯の取締り

1 各種捜査の推進

- (1) 人身取引事犯については、組織的背景の解明を念頭においた突き上げ捜査を行い、各種法令を多角的に適用して、雇用主のみならずブローカーの検挙に努めること。
- (2) 送り出し国のブローカーなど、外国にいる被疑者が判明した場合には、警察庁を通じて当該国の捜査機関等と連携して国際捜査を推進し、ブローカー等被疑者の検挙に努めること。
- (3) 売春等、性的搾取による人身取引事犯の取締りはもとより、製造業や農業等の現場における労働搾取による人身取引事犯については、労働基準監督署や入国管理局と連携し、労働関係法令等により取締りを徹底すること。
- (4) 児童は人身取引事犯の被害者となりやすく、被害が潜在している可能性があるため、特に児童買春・児童ポルノ事犯に対しては、児童を支配下に置き、裏で手引きしている被疑者の存在を念頭に、国外犯処罰規定の適用を含め、積極的な取締りを徹底すること。
- (5) 人身取引取締りマニュアルの活用

人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル」を有効活用し、性的搾取、労働搾取等人身取引に該当する可能性のある事案についての認識を共有し、関係機関と緊密な連携を図り、取締りを徹底すること。

2 重い刑罰の科刑を視野に入れた捜査の推進

ブローカー及び雇用主（以下「ブローカー等」という。）の捜査に当たっては、営利目的等誘拐罪、人身売買罪、職業安定法第63条に規定する犯罪、労働基準法第5条に規定する犯罪等の法定刑の重い犯罪の適用を念頭においた捜査を推進すること。

3 人身取引によって得られた収益の剥奪

人身取引によってブローカー等が得た収益の剥奪が図られるよう、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用や税務当局に対する課税通報を積極的に行うこと。

4 部門間の連携及び関係機関との連携

人身取引事犯の取締りに当たっては、関係部門の連携を図ること。また、検察庁、入国管理局、労働基準監督署等の関係機関と情報交換や合同立入りをを行うなど、緊密に連携すること。

第5 その他

1 警察庁への報告

人身取引の被害者を認知した場合には、速やかに都道府県警察本部風俗担当課経由で警察庁生活安全局保安課人身取引対策係に報告すること。

2 警察職員に対する教養の推進

捜査実戦塾、巡回教養等において人身取引事犯を取り上げるなど、警察職員に対し、人身取引事犯及び被害者の保護・支援に関する教養を推進すること。

3 人身取引事犯防止のための広報啓発の推進

各種広報資料を活用するなどにより、人身取引事犯防止のための広報啓発を推進すること。